

有明海自動車航送船組合監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項並びに第199条第2項の規定に基づき実施した令和6年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

有明海自動車航送船組合

監査委員 小原 雅之

同 下田 芳之

定期監査結果

第1 監査の概要

令和6年度における有明海自動車航送船事業会計に係る定期監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和6年度有明海自動車航送船事業会計

4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査実施日

予備監査：令和7年6月5日（木）～6日（金）

委員監査：令和7年7月11日（金）

(2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 小原 雅之

同 下田 芳之

第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

1 意見

当組合においては、令和5年3月に令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、増収・増客による収入の確保をはじめとした取組を進めている。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが第5類に移行した後、社会経済活動の回復に伴い、期間限定特別割引等を実施し誘客の推進を図り、当年度は前年度に比べ航送車両台数及び旅客数が増加している。また、多比良港一層式人道橋の修繕や船舶設備の修理・更新等に係る費用が発生している。

この結果、経営成績は総収益が12億486万円、総費用が10億5,634万円で、純利益は1億4,852万円となり、前年度と比較すると306万円減少している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

(1) 誘客の推進について

航送需要は、コロナ禍前の約9割まで回復している。しかしながら、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、利用者サービスの向上や長崎、熊本両県をはじめ、関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の推進に努められたい。

(2) 行政職職員の人材育成について

当組合において、行政職は中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、外部研修等を活用するなど、引き継ぎ、業務に必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努められたい。

(3) 「有明フェリー中期目標」の現状を踏まえた計画の見直しについて

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。しかしながら、新船について、中期目標では令和7年度に起工する計画であったが、船台確保等の都合により建造時期を変更するなど既に計画との乖離が生じているため、現状を踏まえた計画の見直しを図られたい。

2 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

(1) 自動車損害賠償責任保険料の還付について

自動車損害賠償責任保険料の還付について、公用車の除却後速やかに請求すべきところ、約2か月遅れて請求しているため、還付金の受領額が2か月分減少している。

公用車の廃止に当たっては、保険料の還付請求が遅れないよう適正な事務処理を行う必要がある。

(2) 契約事務について

契約事務について、次の課題がある。

ア 業務委託について、落札者から契約保証金免除申請書の提出がないまま、有明海自動車航送船組合会計規程に基づき保証金の免除決定を行い、契約を締結している。

イ 請負契約の保証について、契約書では、請負者は、債務不履行により生じる損害金の支払保証書を金融機関から取得し、契約の保証として提供することができるとしているが、有明海自動車航送船組合会計規程においては、当該保証書は契約保証金に代わる担保として明記されていない。

ウ 契約額が50万円を超える業務委託契約を締結するに当たり、予定価格調書を作成していないものが多数ある。

有明海自動車航送船組合会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックが必要である。また、併せて会計規程の見直しを検討する必要がある。

(3) 労務管理等について

労働基準法等に基づく職員の出退勤時刻の記録をしていない。また、労働基準法第36条及び船員法第64条の2に定める時間外労働等に関する労働組合との協定が締結されていない。

適切な出勤退勤の管理を行うとともに、労働基準法及び船員法の規定に基づく協定の締結及び届出を行う必要がある。